

Ⅲ アルコール健康障害対策の基本的な考え方

アルコール健康障害対策基本法及び国の基本計画の基本理念を踏まえた「基本的な考え方」に基づき、「4つの対策（発生予防、進行予防、再発予防、基盤整備）」を推進していきます。

1 基本的な考え方

- アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施します。
- アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等のアルコール関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮します。

2 4つの対策の方向性

（「計画の体系」 参照）

（1）発生予防対策

（正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり）

- アルコール健康障害の発生を予防するため、アルコール関連問題に関する県民の関心と理解を深め、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に対する正しい知識の普及を図るための教育や啓発を推進し、不適切な飲酒を防止する社会づくりを進めます。

（2）進行予防対策

（誰もが活用できる相談場所と必要な支援につながる相談支援体制づくり）

- アルコール健康障害の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、アルコール健康障害を有する者やその家族を始め、誰もが気軽に活用できる相談場所を確保し、関係機関や自助グループ等との連携により、早期に必要な支援につなげる相談支援の体制づくりを進めます。

（医療における質の向上と連携の促進）

- アルコール依存症に関する医療の質の向上を図るための人材育成を図るとともに、適切な治療に早期につなげることができるよう一般医療機関と専門医療機関との連携を進めます。

(3) 再発予防対策

(円滑に回復、社会復帰するための社会づくり)

- アルコール依存症者の回復や社会復帰が円滑に進むよう、社会全体の理解の促進を図るとともに、再発予防の取組に重要な役割を果たす自助グループ等の民間団体の活動に対する支援・連携を進めます。

(4) 基盤整備

(相談及び治療等の拠点の整備)

- アルコール健康障害の相談拠点を明確化するとともに、アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を定め、支援体制の整備を進めます。

(人材育成・確保)

- アルコール健康障害対策を発生予防、進行予防、再発予防の各段階において効果的に推進するため、保健、医療、福祉及び教育等の各分野において、知識や技術等を習得するための研修等の実施により、人材の育成・確保を図ります。

※ 計画の体系

《基本目標》

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す

